

福島第一原子力発電所現地確認報告書

- 1 確認日
令和6年9月19日（木）
- 2 確認箇所
伐採木一時保管エリアT（図1）
- 3 確認項目
伐採木一時保管エリアTの保管管理状況
- 4 確認結果の概要

東京電力では、屋外で一時保管されている瓦礫等の固体廃棄物を屋内保管へ移行し、屋外の瓦礫等一時保管エリアの解消を中長期ロードマップの目標工程^{※1}として定めている。また、これらの一環として、伐採木一時保管エリアT（以下「エリアT」という。）に設置されている伐採木一時保管槽^{※2}

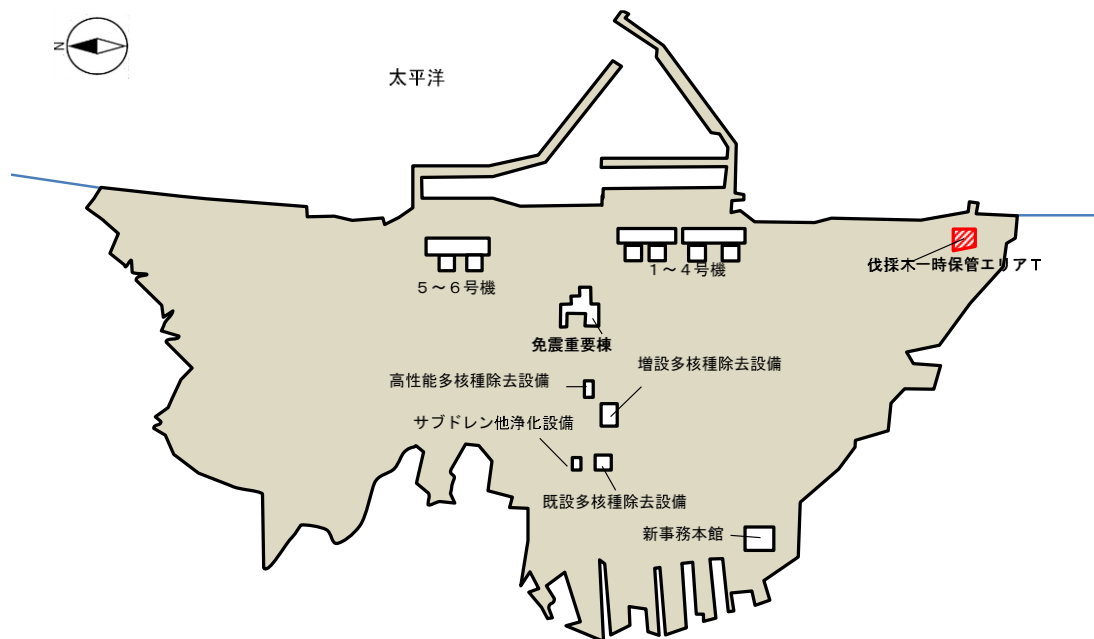
（以下「一時保管槽」という。）から保管されている枝葉チップを取出し、増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却することも計画されており、今後試験的な取出しが予定されていることから、本日は、エリアTの保管及び管理状況を確認した。（前回確認日：[令和5年11月22日](#)）

- ・エリアT内の一時保管槽の状況は、前回確認時からの変化は認められなかった。一部の一時保管槽では、枝葉チップの腐食の進行に伴うと見られるシートの窪みが見られたものの、確認した範囲で内容物の飛散や流出は見られなかった。（写真1、2）
- ・また、一時保管槽における枝葉チップの取り出しに向けた準備工事は始まっていなかった。

※1 中長期ロードマップの目標工程

中長期ロードマップドマップ（2019年12月27日改訂）」において、「2028年度（令和10年度）までに、水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除くすべての固体廃棄物（伐採木、ガレキ類、汚染土、使用済保護衣等）の屋外保管を解消し、作業員の被ばく等のリスク低減を図る。」ことを目標工程として明記している。

※2 伐採木一時保管槽：擁壁または築堤で保管槽を設け、伐採木のうちの枝葉を減容（チップ化）し保管槽に収納し、保護シート、覆土、遮水シートで覆うこと等により防火対策や線量低減対策を講じた一時保管槽であり、伐採木一時保管エリアG及びTに設置されている。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真1) エリアTにおける
保管状況 (南側)



(写真2) 古い保管槽においては、
枝葉チップの腐食進行に
伴うと見られるシートの
窪みあり

5 プラント関連パラメータ等確認

本日確認したデータについて、異常値は確認されなかった。